令和　　年　　月　　日

坂戸市教育委員会　教育長　あて

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

土地所有者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

埋　蔵　文　化　財　調　査　承　諾　書

このことについて、裏面の留意事項について承知したうえで、下記の工事予定地における埋蔵文化財の調査（試掘調査及び発掘調査）を実施することを承諾します。

なお、遺失物法の規定に基づき、この調査において出土した所有者の判明しないすべての遺物の取扱いについて、坂戸市教育委員会に一任します。

記

1　所在地

坂戸市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　面積

＿＿＿＿＿＿　㎡

事務処理欄		
試掘調査期間	令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで	
発掘調査期間	令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで	

【留意事項】

1　試掘調査について

ア　試掘調査対象区域（以下「対象地」という。）の確認

土地所有者又は工事主体者（代理人を含む。以下「事業者」という。）は、試掘調査前に、市教育委員会と対象地における注意事項（隣接地との境界、埋設物の位置等）の確認を行ってください。未申告の埋設物があった場合、破損等の際に坂戸市教育委員会は一切の責任を負いかねます。

イ　試掘調査の方法

（１）対象地内において、原則として幅１～４ｍの溝（トレンチ）を任意に設定し、重機で遺構確認面（関東ローム層等、原則１ｍを上限）まで掘削します。

（２）埋め戻し後、重機により転圧しますが、調査開始前の状態まで復旧することは困難です。

（３）対象地の状況により、上記以外の手法により調査を実施する必要があるときは、市教育委員会と事業者で適宜協議することとします。

ウ　試掘調査後の対応

（１）試掘調査終了後、１～２週間程度で結果を事業者に送付します。

（２）試掘調査において埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法及び関係法令等に基づき、埋蔵文化財の保存（現状保存又は発掘調査による記録保存）に御協力ください。

2　発掘調査について

試掘調査において遺構が確認され、協議の結果、現状保存が不可能と判断された場合、記録保存のための発掘調査を実施します。

調査期間については、対象面積や遺構数量等によって大きく異なります。また、天候等の影響により、調査期間が試算より長期化する可能性があります。